浅井 建爾

Vol 1

県名と同じ名前の都市がなぜ県庁所在地ではないのか

都道府県には必ず都道府県庁所在地があるが、その都市名を見ると、都道府県名と同名の都市が圧倒的に多い。四十七都道府県のうち青森、長野、奈良、高知、鹿児島など二十九の都市が都道府県名と同じだ。だが、札幌、仙台、宇都宮、横浜、名古屋、神戸など十八都市は都道府県名と異なっている。なぜなのか不思議に思ったことはないだろうか。

そもそも県名のほとんどが、県庁が置かれた都市名、あるいは県庁所在地が属する郡名に由来している。県名と地名が異なっているところは、例外はあるものの、ほとんどは県庁所在地が属していた郡名から取っている。宮城県は県庁所在地の仙台が宮城郡にあったからだし、茨城県は県庁所在地の水戸が茨城郡に所属していたことによる。

だが、都道府県名と都道府県庁所在地の名前が異なる十九都市のうち、横浜、神戸、那覇の三都市を除く十六都市は、かつて県名として存在していたことがある。盛岡県、仙台県、水戸県、名古屋県、松江県、松山県などいずれも存在していたが、それらの県名は廃藩置県後の統廃合ですべて消滅している。消滅した県名を見ると、そのほとんどが旧城下町であることが分かる。

倒幕の際、官軍側についたのか、旧幕府軍側についたのかが県名のつけ方に大きく作用したのではないかと言われている。すなわち、旧幕府軍側についた藩には、県名に城下町の名前をつけさせなかったというのだ。確たる証拠はないが、明治新政府のそのような意向が大きく働いていたことは確かなようだ。だったら、それらの都市に県庁を置かなければよさそうなものだが、そういうわけにもいかなかった。というのは、倒幕で疲弊した明治新政府の財政は厳しく、県庁舎を新たに建設する余裕などなかったのだ。大きな都市、すなわち旧城下町には県庁に代用できる建物が多くあったから、新たに県庁舎などを建設する必要もない。県庁所在地に旧城下町が多いのはそのような理由による。

県名と同じ地名であれば必ずしも県庁所在地であるとは限らない。栃木市、山梨市、沖縄市の三市がそれだ。県庁所在地でもないのに県名と同じ地名を名乗っているのは図々しいと思われるかもしれない。山梨市と沖縄市はそう言われても仕方がないが、栃木市にとっては心外である。というのも、廃藩置県後の一八七三（明治六）年に宇都宮県と栃木県が合併して現在の栃木県が誕生したときには、栃木市（当時は栃木町）に県庁が置かれた。それから十一年後の一八八四（明治十七）年に、県庁は宇都宮に移転してしまった。栃木市では県庁が南に片寄り過ぎているというのが表向きの理由だったが、本当の理由は民主勢力を弱体化させることにあったと言われている。栃木は自由民権運動の拠点として、反政府運動が特に活発な都市だったからである。

県庁所在地だった栃木は北関東一の都市として繁栄していたが、県庁が宇都宮に移ってからはすっかり寂れ、それとは逆に、県庁所在地になった宇都宮は北関東一の大都市に成長している。栃木市の人口八・一万人に対し、宇都宮市の人口が五十一万人（二〇〇八年十二月末）であることを見れば明らかなように、県庁が置かれるとその都市がいかに発展するか、見方を変えれば、どの県もいかに県庁所在地中心の行政を行っているか、だとも言える。県民には平等に行政サービスを受ける権利がある。県庁所在地に片寄った行政は慎むべきだろう。